

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要領

都市整備部長決定
制定 平成30年10月16日
最終改正 令和6年4月1日

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成要綱（以下「要綱」という）を適正に運用するために、下記のとおり定める。

要綱条項	内容	運用細目
第3条	助成対象者	<ul style="list-style-type: none">・ブロック塀等を所有する者が助成対象となり、所有者の確認を行うものとする。所有者が複数存する場合には全ての所有者について確認を行う。・フェンス等新設工事助成を受ける場合、敷地の所有者が助成対象者と異なる場合は、当該所有者の確認を行うものとする。
第4条	助成金の交付対象	<ul style="list-style-type: none">・原則として、助成対象となるのは全て撤去（基礎を含む）の場合のみとする。・新設助成を申請するためには、必ず、撤去助成を伴うものとする。ただし、撤去助成のみの申請は可能である。・第1項第3号における区長が特に必要があると認めてものとして、道路に準ずる区が管理するものに面するかつ、第1号、第2号に示す高さ要件に該当するものを認める。
第5条	助成金の額	<ul style="list-style-type: none">・角地の定義については、道路が交わる角敷地の隅角が120度未満のものとする。
第10条	助成金の交付申請及び実績報告	<ul style="list-style-type: none">・別表4、共通、④その他区長が必要と認める資料として助成金の対象となる工事の契約日を示す資料を求めるものとする。・上記契約日を示す資料とは契約書の写し又は注文書・請書の写し、これらと同様の内容が記載された資料とする。
第2条	撤去対象とするブロック塀等の適用除外について	<ul style="list-style-type: none">・危険であるブロック塀等と連続していない危険性が低い塀を残す場合で、建築基準法施行令第61条及び第62条の8の基準を満たしていない塀は、この基準に準拠するよう計画し、助成対象行為完了までに補強等工事を行うこと。
第6条、第10条、第12条	委任払いに必要な書類、手続きについて	<ul style="list-style-type: none">・第6条助成対象の承認申請時に必要な書類を、別表3の⑥として委任払い承諾書を求め、申請者と事業者間の委任払いに係る意思を確認する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条助成金の交付申請及び実績報告時に別表 4 の③により、領収書の額と助成額の合算が、助成対象工事に要した費用と一致していることを確認する。 ・第 12 条第 1 項の「支払金口座振替依頼書」を「委任状兼支払金口座振替依頼書」と読み替え、助成金受領権が申請者から事業者に委任されていることを確認する。
--	--	--

別表
様式

様式 番号	名 称	要 綱 条 文
1	助成対象承認申請書	第 6 条第 1 項
2	助成対象承認通知書	第 6 条第 2 項
3	助成対象不承認通知書	第 6 条第 2 項
4	助成対象変更承認申請書	第 8 条第 1 項
5	助成対象変更承認通知書	第 8 条第 2 項
6	助成対象変更不承認通知書	第 8 条第 2 項
7	助成対象承認取消願	第 9 条第 1 項
8	助成対象承認取消通知書	第 9 条第 2 項
9	助成金交付申請書	第 10 条第 1 項
10	実績報告書	第 10 条第 1 項
11	助成金交付決定兼交付額確定通知書	第 11 条第 1 項
12	助成金不交付決定通知書	第 11 条第 4 項
13	助成金交付請求書	第 12 条第 1 項
14	助成金交付決定取消通知書	第 13 条
15	申立書	別表 3
15 の 2	申立書兼同意書	別表 3

第1号様式

助成対象承認申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
申請者(代表者)氏 名
電話番号

下記のとおり助成対象工事を行いますので、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第6条の規定により、助成対象の承認を申請します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 申請金額(撤去及び新設) 円
(1,000 円未満切捨て)
(助成金額詳細は別紙助成金額計算書の通り)
- 3 助成対象工事
ブロック塀等の撤去工事
フェンス等の新設工事
木塀設置工事
- 4 助成対象工事予定時期
着手: 年 月 日
完了: 年 月 日

第2号様式

助成金対象承認通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった助成対象の承認申請については、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり助成の対象となることを承認したので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 交付予定金額
- 3 支払方法 口座振込とする。
- 4 承認条件 板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事費助成金交付要綱を遵守すること。

第3号様式

助成対象不承認通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった助成金の承認申請については、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第6条第2項の規定により、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 不承認理由

第4号様式

助成対象変更承認申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
申請者(代表者) 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により承認を受けたり助成対象工事について、下記の通り変更を行うため、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第8条の規定により、変更を申請します。

記

- | | | | | |
|-----------------------|-----|----|---|---|
| 1 施工箇所(住居表示) | 板橋区 | 丁目 | 番 | 号 |
| 2 申請金額(撤去及び新設) | 変更前 | | | 円 |
| | 変更後 | | | 円 |
| (1,000 円未満切捨て) | | | | |
| (助成金額詳細は別紙助成金額計算書の通り) | | | | |
| 3 変更内容 | | | | |
| 4 変更理由 | | | | |

第5号様式

助成対象変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった助成対象の変更承認申請については、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり助成の対象となることを承認したので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 交付予定金額
- 3 変更内容

第6号様式

助成対象変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった助成対象の変更承認申請については、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第8条第2項の規定により、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 変更内容
- 3 不承認理由

第7号様式

助成対象承認取消申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
申請者(代表者) 氏 名
電話番号

ブロック塀等撤去工事及び新設工事について、助成対象の承認を申請したが、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり助成対象承認の取り消しを願います。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 承認通知番号 年 月 日付け 第 号
- 3 取消しの内容
- 4 取消しの理由

第8号様式

助成対象承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり助成対象を取り消したので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 承認通知番号 年 月 日付け 第 号
- 3 取消しの内容
- 4 取消しの理由

第9号様式

助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
申請者(代表者) 氏 名
電話番号

下記のとおり助成対象工事が完了したので、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第10条の規定により、助成金の交付を申請します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 承認通知番号 年 月 日付け 第 号
- 3 工事内容 助成対象承認申請のとおり
- 4 軽微な変更 有 ・ 無
- 5 変更内容
※3有の場合

第10号様式

実績報告書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
申請者(代表者) 氏 名
電話番号

下記のとおり助成対象工事が完了したので、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第10条の規定により、実績報告書を提出します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 助成金に係る収支計算 収支計算書のとおり

第11号様式

助成金交付決定兼交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付け 第 号 により承認を行った助成対象工事について、審査を行った結果、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱の要件に適合すると認められたため、当要綱第11条の規定により、下記のとおり交付を決定し、額を確定したことを通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 助成金額
- 3 支払方法 口座振込とする。

第12号様式

助成対象不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付申請については、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第11条第4項の規定により、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 不交付決定理由

第13号様式

助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)板橋区長

住 所
申請者(代表者)氏 名
電話番号

ブロック塀等撤去工事及び新設工事に係る助成金について、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 交付請求金額 円
- 3 額確定通知番号 年 月 日付け 第 号
- 4 添付書類 支払金口座振替依頼書

第14号様式

助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり助成金の交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 施工箇所(住居表示) 板橋区 丁目 番 号
- 2 交付決定番号 年 月 日付け 第 号
- 3 取消しの内容
- 4 取消しの理由

第15号様式

申立書（申請者）

年 月 日

板橋区長

申請者 住所

氏名

下記のブロック塀等の所有者であることに相違ありません。
又、当該ブロック塀等の撤去及び新設工事にかかる助成に関し、他の助成を受けません。

記

- 1 ブロック塀等の所在 板橋区
- 2 ブロック塀等の種類
- 3 ブロック塀等の高さ m
- 4 ブロック塀等の所有の種類 単独 ・ 共有

（注） 申立書の内容について、虚偽があることが判明した場合には申請者が一切の責任を負うこととする。

第15号の2様式

申立書 兼 同意書（申請者以外の所有者）

年 月 日

板橋区長

所有者 住所

氏名

下記のブロック塀等の所有者であることに相違ありません。

又、当該ブロック塀等の撤去及び新設工事に関し、下記の申請者が工事を行い、板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成を受けることに同意します。

記

1 ブロック塀等の所在 板橋区

2 ブロック塀等の種類

3 ブロック塀等の高さ m

4 ブロック塀等の所有の種類 共有

5 申請者氏名

6 申請者との関係

（注） 申立書の内容について、虚偽があることが判明した場合には申請者が一切の責任を負うこととする。